



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 **株式会社 キッツ**

代表者名 代表取締役社長
堀田 康之
コード番号 6498（東証第一部）
問合せ先 経理部長
川口 忠昭
Tel（043）299 - 0114

（訂正）「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 27 年 5 月 11 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部に訂正がありましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛け表示しております。

記

訂正の内容は次の通りであります。

＜訂正前＞

（下線部分が変更箇所です。）

（現 行 定 款）	（変 更 案）
（目 的）	
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（現行通り）
(1) <u>バルブ及びその他流体制御用又は濾過用機器並びにその付属品の製造販売</u>	(1) <u>バルブ及びその他流体制御用機器並びにその付属品の製造販売</u>
(2) <u>給排水その他配管設備の設計施工及び保守管理</u>	(2) （現行通り）
(3) <u>鋳物、鍛造品及び伸銅品並びにその加工品の製造販売</u>	(3) （現行通り）
(4) <u>衛生給排水金具及び暖房器具の製造販売</u>	(4) <u>水浄化関連装置の製造販売、リース、保守管理及び技術の提供</u>
(5) <u>一般電気工事の設計施工及び保守管理</u>	(5) <u>浄水器、工業用フィルター、医療機器、その他濾過用機器及びその付属品の製造販売</u>
(6) <u>造園及び土木工事の設計施工及び保守管理</u>	(6) <u>養殖関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理及び技術の提供</u>
(7) <u>建築資材並びに各種内装及び外構資材並びにその関連機器及び付属品の製造販売及び設計施工</u>	（削 除）
(8) <u>不動産の賃貸及び売買</u>	(7) <u>不動産の賃貸及び売買</u>
(9) <u>非鉄金属及び貴金属の売買</u>	（削 除）
(10) <u>ホテル並びにレストラン及び喫茶店の経営</u>	(8) <u>ホテル、レストラン、喫茶及び売店の経営</u>
(11) <u>装身具、室内装飾品、食料品及び日用品雑貨の販売</u>	（削 除）
(12) <u>スポーツ施設及びレクリエーション施設の経営、管理及び賃貸並びにその関連機器及び用品の販売</u>	（削 除）
(13) <u>有価証券の売買及び運用並びに金銭の貸</u>	（削 除）

<u>付、債務保証その他の金融業</u> (14) 前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業 (取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項に規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任（役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第 2 項、第 35 条及び第 40 条において同じ。）を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項に規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任を、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において監査役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、その監査役が職務を行うに善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(9) 前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業 (現行通り) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）</u>との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (現行通り) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、その監査役が職務を行うに善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
--	---

<訂正後>

(下線部分が変更箇所です。)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) バルブ及びその他の<u>流体制御用又は濾過用機器並びにその付属品の製造販売</u> (2) 給排水その他配管設備の設計施工及び保守管理 (3) 鋳物、鍛造品及び伸銅品並びにその加工品の製造販売 (4) <u>衛生給排水金具及び暖房器具の製造販売</u> (5) <u>一般電気工事の設計施工及び保守管理</u>	(現行通り) (1) バルブ及びその他の<u>流体制御用機器並びにその付属品の製造販売</u> (2) (現行通り) (3) (現行通り) (4) <u>水浄化関連装置の製造販売、リース、保守管理及び技術の提供</u> (5) <u>浄水器、工業用フィルター、医療機器、その他濾過用機器及びその付属品の製造販売</u>

(6) <u>造園及び土木工事の設計施工及び保守管理</u> (7) <u>建築資材並びに各種内装及び外構資材並びにその関連機器及び付属品の製造販売及び設計施工</u> (8) <u>不動産の賃貸及び売買</u> (9) <u>非鉄金属及び貴金属の売買</u> (10) <u>ホテル並びにレストラン及び喫茶店の経営</u> (11) <u>装身具、室内装飾品、食料品及び日用品雑貨の販売</u> (12) <u>スポーツ施設及びレクリエーション施設の経営、管理及び賃貸並びにその関連機器及び用品の販売</u> (13) <u>有価証券の売買及び運用並びに金銭の貸付、債務保証その他の金融業</u> (14) <u>前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業</u> (取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任（役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第 2 項、第 35 条及び第 40 条において同じ。）を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の責任を、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において<u>取締役会</u>の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(6) <u>養殖関連装置及びそのプラントの設計施工、保守管理及び技術の提供</u> (削 除) (7) <u>不動産の賃貸及び売買</u> (削 除) (8) <u>ホテル、レストラン、喫茶及び売店の経営</u> (削 除) (削 除) (削 除) (9) <u>前各号の事業に付帯し又は関連する一切の事業</u> (現行通り) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）</u>との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (現行通り) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
--	--

以上